

---

## 酵素風呂循環マーク利用規約

---

### 第1条（目的）

本規約は、一般社団法人日本酵素風呂協会（以下「当社」といいます）が提供する「酵素風呂循環マーク」（以下「本マーク」といいます）の利用条件および利用者の責任を定めるものです。本マークを利用する場合は、本規約に同意したものとみなします。



### 第2条（用語の定義）

#### 1. 循環マーク

当社が提供する、酵素風呂の循環商品を対象とした公式認証マークを指します。

#### 2. 利用者

当社の承諾を得て、本マークを利用する企業または個人を指します。

#### 3. 循環商品

酵素風呂の循環プロセスから生まれた商品で、当社が認定した商品を指します。

### 第3条（利用許諾）

1. 本マークは、協会が認定した循環商品にのみ使用することができます。

2. 利用者は、協会が定める利用ガイドラインに従い、本マークを使用しなければなりません。

3. 利用の許可については、日本酵素風呂協会に申請を行い、利用許可を行います。

### 第4条（利用条件）

利用者は以下の条件を遵守しなければなりません：

1. 本マークを当社が認定していない商品やサービスに使用してはなりません。

2. 本マークのデザインや配色を改変することを禁止します。

3. 本マークを第三者に転貸または譲渡してはなりません。

### 第5条（禁止行為）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません：

1. 本マークを虚偽の商品またはサービスに使用すること。

2. 本マークを利用して当社または第三者の信用を低下させる行為。

3. 本規約に反する形で本マークを使用すること。

---

#### 第6条（責任範囲）

1. 利用者は、本マークの利用に起因して第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用でこれを解決するものとします。
2. 協会は、利用者による本マークの利用に関連して生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第7条（知的財産権）

1. 本マークの著作権およびその他の知的財産権はすべて協会に属します。
2. 本規約で明示的に許可されていない権利は、協会に留保されます。

#### 第8条（規約の変更および通知）

1. 協会は、必要に応じて本規約を変更することができます。
2. 規約変更後、本マークの利用を継続する場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

#### 第9条（利用許可の解除）

1. 協会は、利用者が本規約に違反した場合、通知なしに本マークの利用許可を解除することができます。
2. 利用許可の解除後、利用者は直ちに本マークの利用を停止し、関連するすべての絵紙を破棄するものとします。

#### 第10条（準拠法および裁判管調）

本規約は日本法に準拠し、本規約に関して生じるすべての紛争については、京都地方裁判所を専屬的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

- 本規約は2024年8月5日より施行します。